

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月17日提出
【計算期間】	第1期（自 平成20年9月30日 至 平成21年9月18日）
【ファンド名】	H S B C ブラジル債券オープン（1 年決算型）
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松田 庄平
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番 1 号
【事務連絡者氏名】	村中 広司
【連絡場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番 1 号
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

当ファンドは、「H S B C ブラジル債券マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主にブラジル連邦共和国（「ブラジル」といいます。）の政府、政府機関もしくは企業等の発行する現地通貨建債券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目指します。

② ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信／海外／債券」^{*}に属します。

＊社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産(投資信託証券(債券)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし
	海外 内外	不動産投信 その他資産 資産複合					

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

〔商品分類〕

1) 単位型投信・追加型投信の区分

「追加型」は、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

2) 投資対象地域による区分

「海外」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象資産による区分

「債券」は、目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

〔属性区分〕

1) 投資対象資産による属性区分

「その他資産（投資信託証券（債券））」は、投資対象資産による区分がその他資産（投資信託証券）で、親投資信託への投資を通じて債券に実質的に投資するものをいいます。このため、上記〔商品分類〕の「3) 投資対象資産による区分」では、収益の源泉である「債券」と記載しております。

2) 決算頻度による属性区分

「年1回」は、目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

3) 投資対象地域による属性区分

「中南米」は、目論見書または約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

4) 投資形態による属性区分

「ファミリーファンド」は、目論見書または約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除きます。）を投資対象とするものをいいます。

5) 為替ヘッジによる属性区分

「為替ヘッジなし」は、目論見書又は約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

③ 信託金の限度額

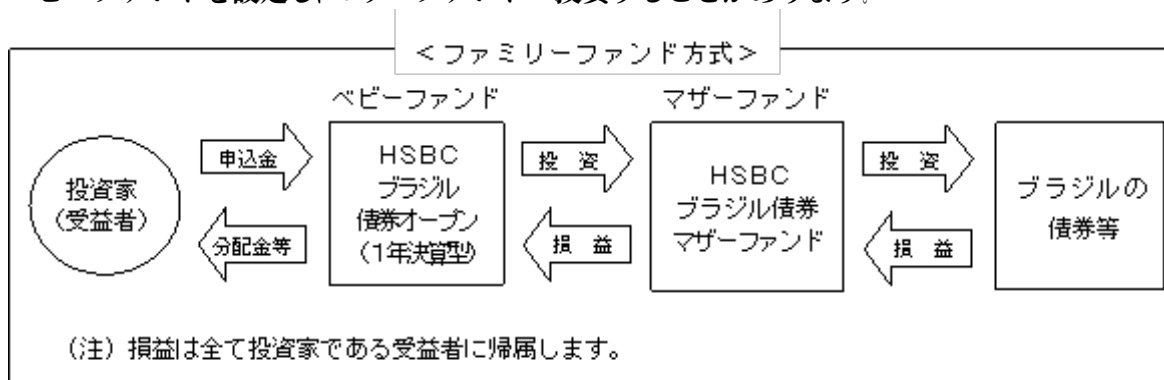
信託金の限度額は、5,000億円としますが、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

1) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。

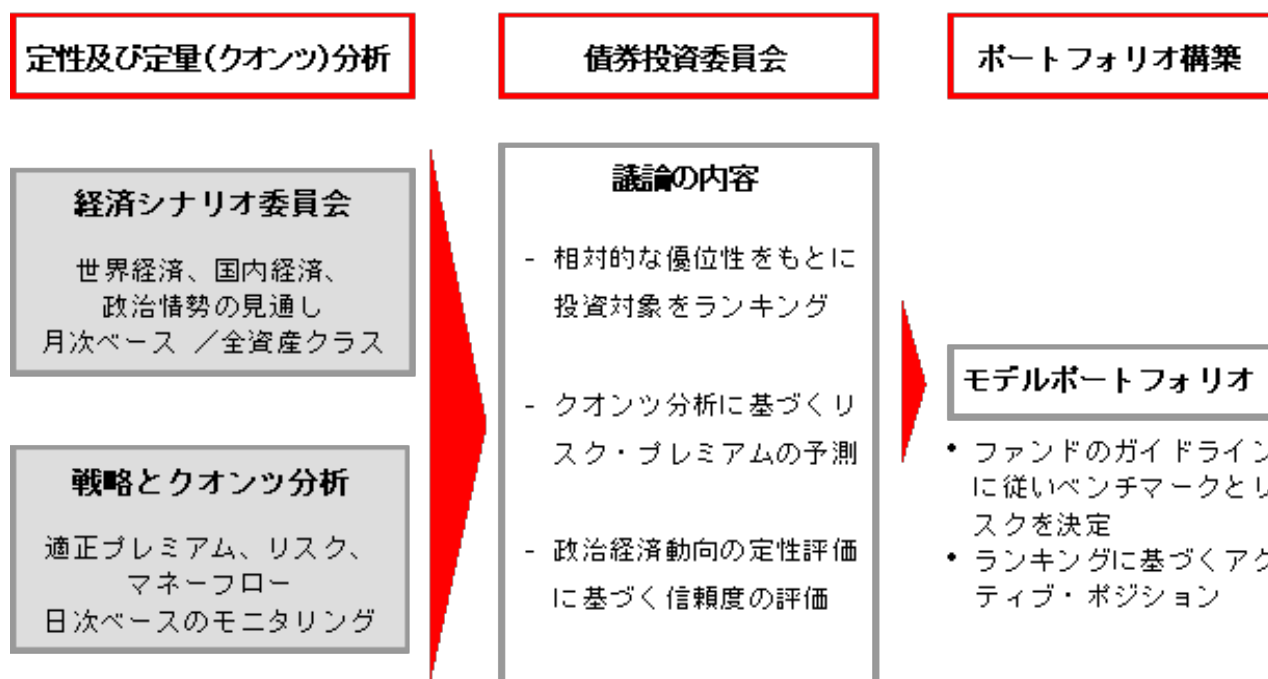
ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。また、将来、新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドへ投資することがあります。



2) H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

3) 運用委託契約に基づいて、H S B C バンク ブラジル エス エイ—Banco Múltiploにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

【マザーファンドの投資プロセス】



4) 原則として為替ヘッジは行いません。

5) 年1回分配を行う予定です。

年1回の決算時（9月18日、休業日の場合は翌営業日）に、基準価額水準・市況動向等を勘案して分配します。ただし、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

＜H S B C グループおよびH S B C グローバル・アセット・マネジメント＞

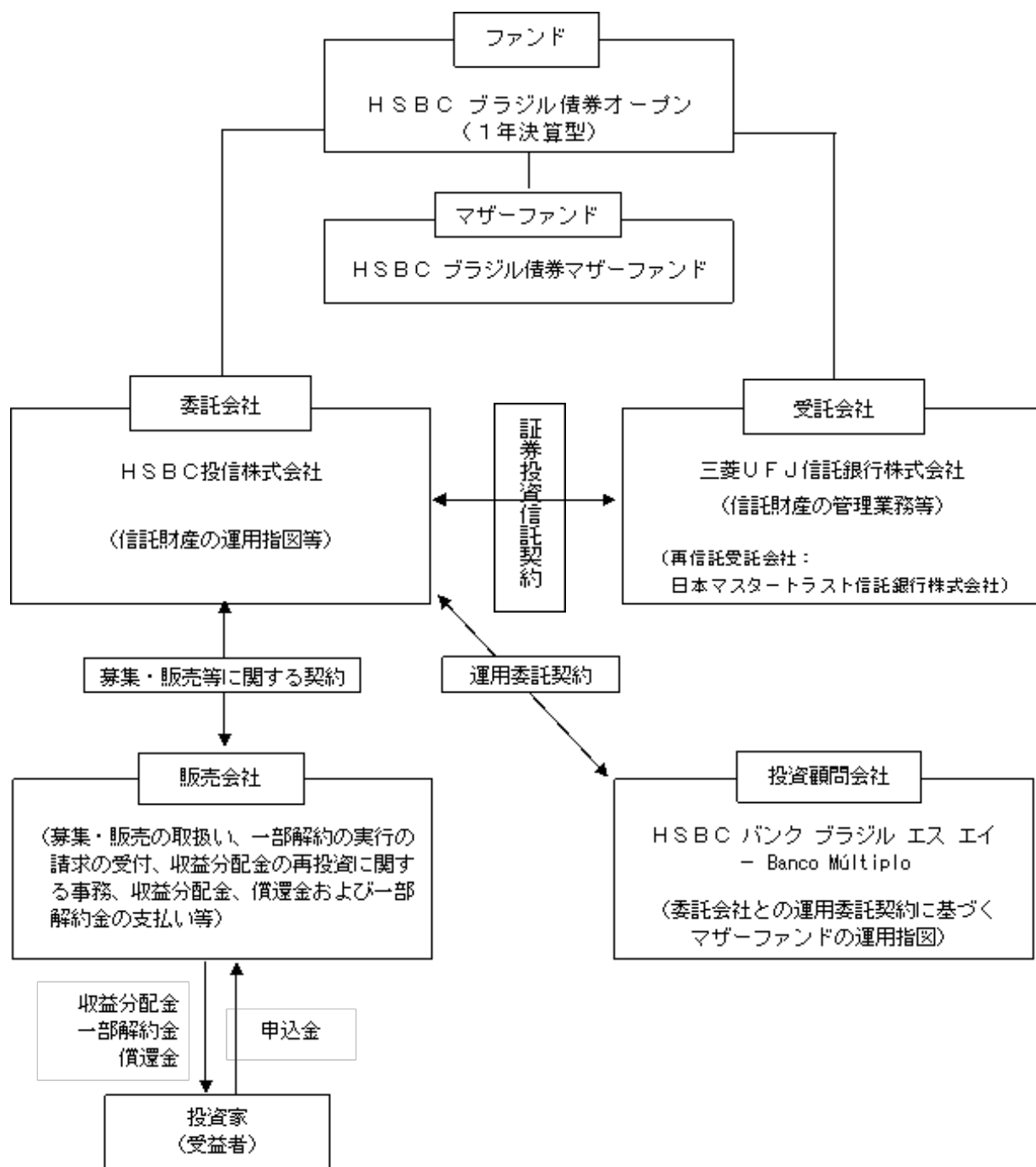
H S B C グループは、1865年に設立され、ロンドンを本拠地とし、世界86の国と地域に約8,500の拠点を有する総合金融グループです。当グループの持株会社の株式は、ロンドン、パリ、ニューヨーク、香港、バミューダの各市場に上場しています。

H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、ムンバイ、シンガポール、東京等、世界20以上の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの一員です。

※上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（２）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組みの概要



② 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1) 受託会社と締結している契約

受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。

2) 販売会社と締結している契約

販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

3) 投資顧問会社と締結している契約

投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

③ 委託会社の概況

1) 資本金の額（本書提出日現在）：495百万円

2) 会社の沿革

昭和60年 5月27日 ワードレイ投資顧問株式会社設立

昭和62年 3月12日 投資顧問業の登録

昭和62年 6月10日 投資一任契約に係る業務の認可

平成 6年 2月17日 エイチ・エス・ビー・シー投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 4月24日 エイチ・エス・ビー・シー投信投資顧問株式会社に商号変更

平成10年 6月16日 証券投資信託委託業の認可

平成15年 3月 1日 H S B C アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成17年 4月25日 H S B C 投信株式会社に商号変更

平成19年 9月30日 金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
H S B C グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス (バハマ) リミテッド	バハマ連邦 ニュー・プロビデンス州 ナッソー市 ワン・ベイ・ストリート、セ ンター・オブ・コマース 306	2,100	100.00

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

② 投資態度

- 1) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にブラジルの政府、政府機関もしくは企業等の発行する現地通貨建債券に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 2) マザーファンドの組入れについては原則として高位を保ちますが、投資状況に応じマザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。
- 3) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）を行うことがあります。
- 5) 償還準備に入った際、市況動向や大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（2）【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
 - (a) 為替手形

② 投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1）から7）までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定める

ものをいいます。)

- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 17) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18) 外国の者に対する権利で前記17) の有価証券の性質を有するもの

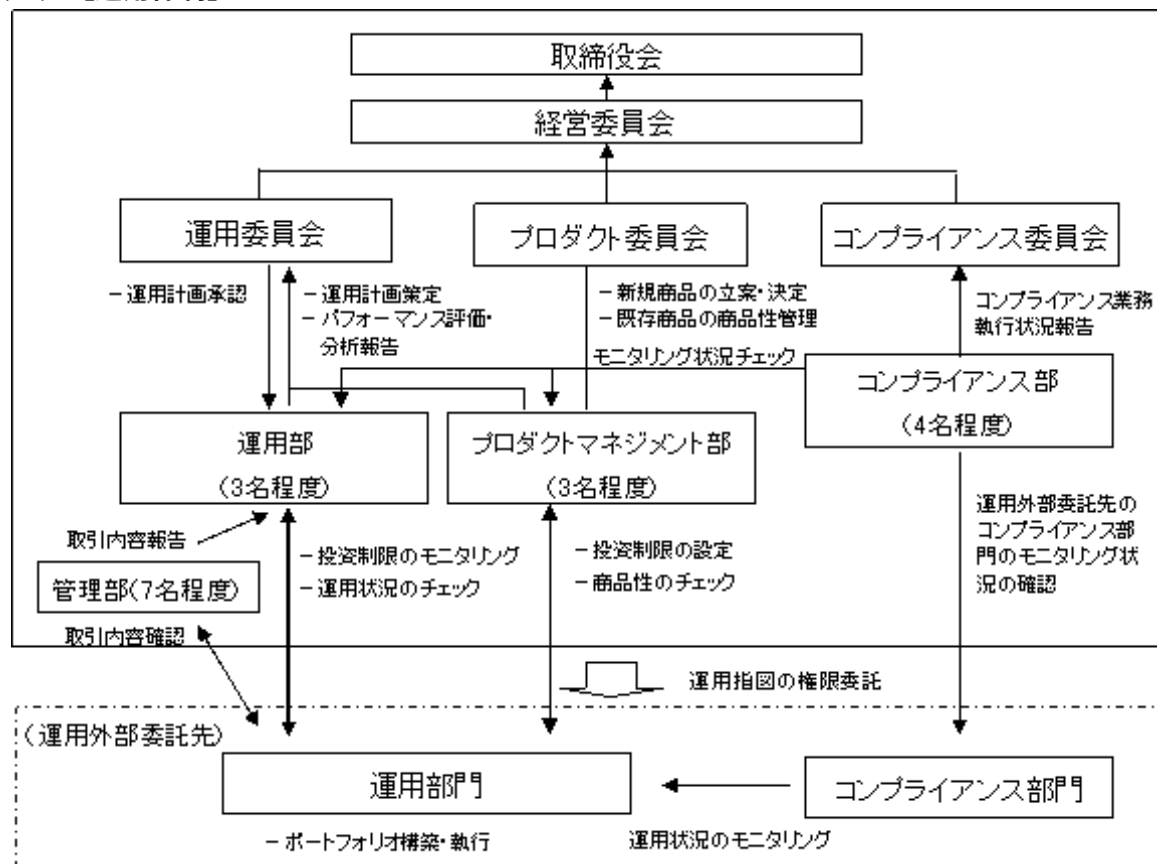
なお、1) の証券または証書、8) および13) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに8) および13) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、9) および10) の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）を除きます。）を「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5) の権利の性質を有するもの

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1) から6) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】**■ 当ファンドの運用**

当ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの運用は、委託会社との運用委託契約に基づき、H S B C バンク ブラジル エス エイ-Banco Múltiplo（運用外部委託先：投資顧問会社）が行います。

■ 当ファンドの運用管理体制

委託会社は以下の通り、運用外部委託先の運用状況を監視し管理します。

運用外部委託先運用部門で執行する取引内容は、管理部が確認し、運用部へ報告します。

運用部は、管理部からの取引報告をもとに運用外部委託先運用部門が行う運用状況のチェックおよび委託会社独自のモニタリングシステムを通じた監視により、ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々管理します。

プロダクトマネジメント部は、投資制限の設定、商品性のチェックを行います。

コンプライアンス部は、運用部およびプロダクトマネジメント部のチェック状況をモニタリングします。また運用外部委託先コンプライアンス部門のモニタリング状況を確認します。

なお運用外部委託先において、運用部門が適正な運用を行っているかを、運用外部委託先コンプライアンス部門がモニタリングします。

■ 運用体制の監督機関

- ・運用委員会

ファンド運営上の諸方針の立案・決定を行います。

- ・プロダクト委員会

新ファンドの立案・決定、既存ファンドの商品性管理を行います。

- ・コンプライアンス委員会

ファンド運営上の法令遵守体制等のチェックを行います。

- ・経営委員会

上記委員会の上部機関として、ファンド運営体制を経営の立場から監督します。

■ 受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務に対する正確性、適切性などに関して、定期的に内部統制に関する報告書を受領し

ます。

■ ファンドの運用に関して、以下のような運用規則を設けています。

（法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、（社）投資信託協会、（社）日本証券投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

（秘密の厳守）

運用業務に携わる者は職務上知りえた顧客の取引、財産の状況等、もしくは、株価に影響を与えと考えられる法人関係情報等は十分な注意をもって取り扱い、秘密に関する事項を漏洩してはならない。なお、営業部門等社内の他部門の役職員に対し、業務上必要とされるものを除き、不必要な情報の提供を行ってはならない。

（忠実義務）

運用業務に携わる者は、顧客資産の保全、増大を第一の目標とし、その目的の達成のために、情報の収集、投資判断、正確かつ迅速な業務遂行に最善を尽くさなければならない。利益相反の可能性はこれを極力排除する。

（最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資家にとって最良の取引の条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行を行わなければならない。

（善管注意義務）

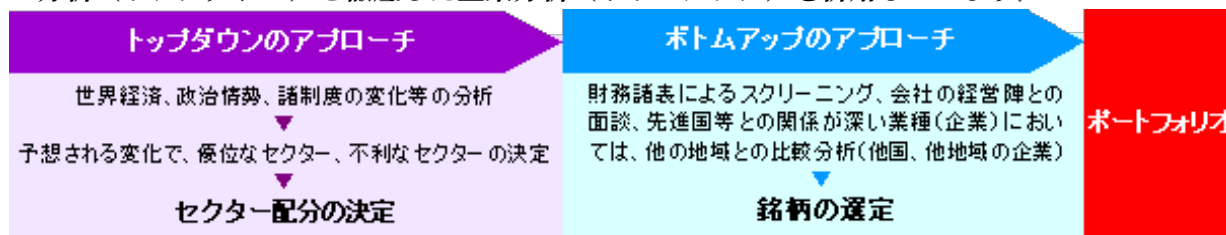
運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスクのみならず、政治リスク、決済リスク、オペレーションリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

（運用計画の策定および実行）

運用業務の遂行にあたっては、運用計画を策定し、適宜これを見直さなければならない。運用計画はこれを運用委員会で協議し、承認を受けなければならない。

＜H S B C グローバル・アセット・マネジメントの投資プロセス＞

株価は企業の業績やマクロ経済の動向等様々な要因で変動します。そのため、H S B C 投信が属するH S B C グローバル・アセット・マネジメントでは1つの投資決定方法に偏ることなく、景気サイクル等の分析（トップダウン）と徹底した企業分析（ボトムアップ）を併用しています。



※運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

年１回の決算時（毎年９月１８日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- １）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ２）分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- ３）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配方式

- １）信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- （ａ）配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- （ｂ）売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、その他諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ２）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③ 収益分配金の交付

「一般コース」の収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して５営業日までに販売会社で支払いを開始します。受益者が支払い開始日から５年間支払の請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則として販売会社が税金を差し引いた後、受益者に代わって決算日の基準価額で再投資します。なお、収益分配金の再投資については、無手数料でこれを行います。

※収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

- ① 当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

- １）株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使等により取得したものに限るものとし、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の１０％以内とします。

- ２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- ３）投資する株式等の範囲

- （ａ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得す

る株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- (b) 前記(a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

4) 同一銘柄の株式等への投資制限

- (a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- (c) 前記(a)および(b)までにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（後記5）および12）の(b)において同じ。）

5) 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

6) 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間（信託契約締結日から、信託終了日または信託契約解約の日までをいいます。以下同じ。）を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (b) 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c) 金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※前記「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※前記「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※前記「直物為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

9) 有価証券の貸付の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ、およびロ、の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ、株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ、公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 前記(a)のイ、およびロ、に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

10) 公社債の空売り

委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができないものとします。

11) 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- (b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

12) 外国為替予約の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

13) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

14) 再投資の指図

委託会社は、前記13)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

15) 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

16) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

②「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

1) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879

条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）マザーファンド（H S B C ブラジル債券マザーファンド）の投資方針

（1）運用の基本方針

① 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

② 投資態度

- 1) 主としてブラジルの政府、政府機関もしくは企業等の発行する現地通貨建債券に投資することにより、安定したインカムゲインの確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。また、現地通貨建以外の債券等にも投資を行うことがあります。
- 2) 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行いません。
- 3) 信託財産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）を行うことがあります。
- 4) 運用委託契約に基づいてH S B C バンク ブラジル エス エイ—Banco Múltiploに運用の指図に関する権限を委託します。
- 5) 償還準備に入った際、市況動向や大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

（2）投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形

2) 特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- (a) 為替手形

② 投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社（運用についての投資に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 転換社債の転換、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの

- 9) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 16) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 17) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 18) 外国の者に対する権利で前記17)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、8)および13)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに8)および13)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを「公社債」といい、9)および10)の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）を除きます。）を「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品の運用指図

前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 主な投資制限

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使等により取得したものに限るものとし、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 2) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- 3) 同一銘柄の株式等への投資制限
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
 - (b) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 4) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 公社債の空売りは行わないものとします。
- 6) 先物取引等の運用指図
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- (c) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

9) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10) 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

11) 外国為替予約の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に

相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとして
ます。

3【投資リスク】

（1）当ファンドのリスク

当ファンドはマザーファンドを通じて、主として外国債券等の値動きのある証券（外貨建資産に投資する場合、為替変動もあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。ご購入に際しては、ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（マザーファンドを含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

① 基準価額の変動リスク

1）金利変動リスク

債券価格は、市場金利の変動等の影響を受けます。一般に、金利が低下すると債券価格は上昇します。逆に金利が上昇すると債券価格は下落し、基準価額が下落する要因となります。なお、その価格変動は、債券の種類、償還までの残存期間、発行条件等により異なります。

2）信用リスク

債券価格は、発行体の信用力の影響を受けます。債券等への投資を行う場合には、発行体のデフォルト（債務不履行）により投資資金が回収できなくなることや支払遅延等が発生する場合があります。また、短期金融商品についても、債務不履行が発生した場合または予測される場合には価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

3）為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利変動、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

4）流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、基準価額が影響を受けることがあります。

5）カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

エマージング・マーケット（新興国市場）では、一般に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、前記各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

6）投資対象国における税制変更にかかるリスク

ブラジル国内の有価証券投資については、非居住者に対して金融取引税が課されることがあります。将来その税率が変更されたり、当該関係法令が改正された場合には、基準価額が影響を受ける可能性があります。

7）解約資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。

② デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることもあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

③ 法令・税制・会計等の変更の可能性にかかわる留意点

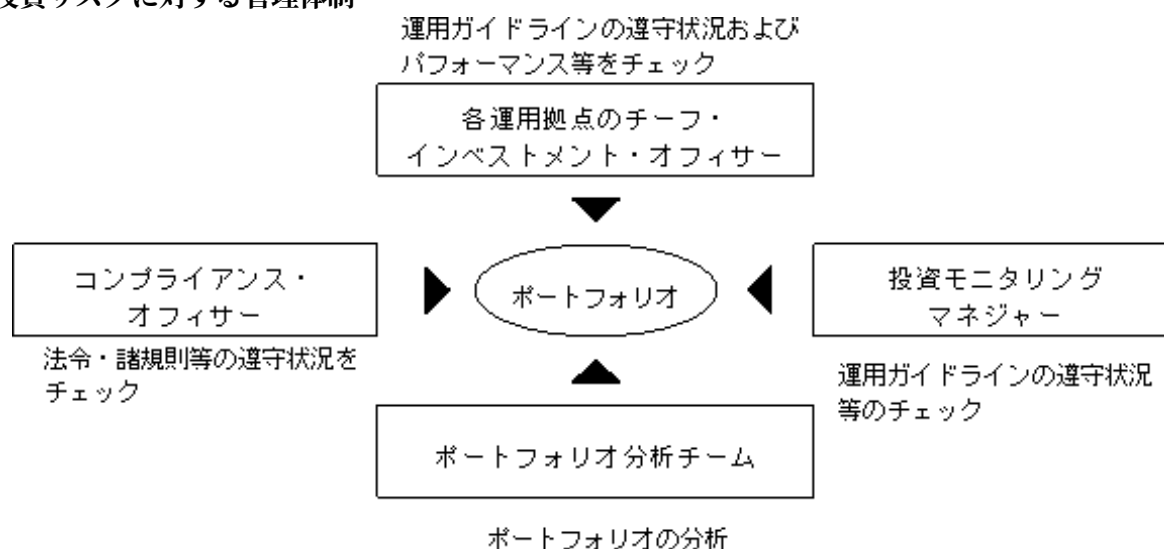
法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。

④ その他の留意点

一部解約金、収益分配金および償還金の支払いは全て販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

（２）投資リスクに対する管理体制



投資リスクの管理は、各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、コンプライアンス・オフィサー、投資モニタリングマネジャー、ポートフォリオ分析チームによる複眼的な管理体制を採っております。

また、効率的な管理を行うためにポートフォリオモニタリングシステムが整備されており、各担当者が共通のインフラにアクセスして投資リスクを管理する体制となっております。

- ・各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）は、主に運用ガイドラインの遵守およびパフォーマンス等のポートフォリオの運用状況の管理を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは運用部門からは完全に独立しており、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行っております。
- ・投資モニタリングマネジャーは、主にポートフォリオモニタリングシステムを通じ、ポートフォリオの運用状況を把握しており、必要な場合、運用部門に対し改善を求める権限を持っております。改善の要求と結果は、コンプライアンス・オフィサーにも同様に報告されます。
- ・ポートフォリオ分析チームは、運用部門から完全に独立したチームであり、ポートフォリオの各種リスク特性を示す要因分析を行い、定期的にチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）、運用担当者、コンプライアンス・オフィサー、投資モニタリングマネジャーに対し分析結果が報告されます。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則および社内業務規定に則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われております。

※投資リスクに対する管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントに共通した管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

取得申込代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.6275%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

② 前記の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.8400% (税抜年0.80%)	年0.7350% (税抜年0.70%)	年0.0525% (税抜年0.05%)	年1.6275% (税抜年1.55%)

※委託会社の報酬には、H S B C バンク ブラジル エス エイ—Banco Múltiploへのマザーファンドの運用委託契約に基づく投資顧問報酬（年0.25%）が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

① 有価証券売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

② 外貨建資産の保管費用

③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

④ 信託財産に関する租税（ブラジルにおける金融取引税（注）を含みます。）、信託事務の処理に要する費用、ならびに受託会社の立替えた立替金の利息

（注）ブラジル国内の有価証券投資については、非居住者に対して金融取引税が課されることがあります。なお、ブラジルにおいて当該関係法令が改正された場合には、この取扱いが変更されることがあります。

⑤ その他諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4) 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6) 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7) 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、前記⑤記載のその他諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受けるにあたり、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

委託会社は、その他諸費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.2%（上限）を乗じて得た額をかかる諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けるものとします。委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかるその他諸費用の年率を見直し、年率0.2%を上限としてこれを変更することができます。

なお、前記①～⑤に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

※投資家が支払う手数料等の費用総額については、事後的に発生するものがあること、また運用状況等により変動するため表記できません。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は公募の株式投資信託として取り扱われます。

① 個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、後記「②収

益分配金について」をご参照ください。）

② 収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

《個人の受益者に対する課税》

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 一部解約時および償還時の差益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。）。その場合、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。
- 3) 一部解約時および償還時の損失については、確定申告することにより、他の株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と損益通算することができ、控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時および償還時の差益については、他の株式等の譲渡損と相殺することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

《法人の受益者に対する課税》

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

（注）上記の内容は本書提出日現在のものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

以下は平成21年10月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

H S B C ブラジル債券オープン（1年決算型）

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	128,866,304	100.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△ 205,588	△ 0.16

合計（純資産総額）	—	128,660,716	100.00
-----------	---	-------------	--------

（参考）H S B C ブラジル債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ブラジル	7,058,243,984	89.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	787,648,981	10.04
合計（純資産総額）	—	7,845,892,965	100.00

（２）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（％）
日本	親投資信託受益証券	H S B C ブラジル債券マザーファンド	108,692,902	1.1523	125,247,648	1.1856	128,866,304	100.16

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.16
合計	100.16

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考情報）H S B C ブラジル債券マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	利率（％）	償還期限	投資比率（％）
1	ブラジル	国債証券	LTN 07/01/2011	49,570,000	4,397.51	2,179,848,984	4,391.91	2,177,073,960	—	2011年7月1日	27.75
2	ブラジル	国債証券	LTN 01/01/2011	41,700,000	4,676.25	1,949,998,833	4,665.84	1,945,656,862	—	2011年1月1日	24.80
3	ブラジル	国債証券	NTN-F 10% 01/01/2012	29,250,000	5,117.45	1,496,854,373	5,116.95	1,496,708,743	10	2012年1月1日	19.08
4	ブラジル	国債証券	LTN 07/01/2010	13,870,000	4,929.73	683,754,469	4,918.52	682,199,504	—	2010年7月1日	8.69
5	ブラジル	国債証券	LTN 01/01/2010	9,650,000	5,147.12	496,697,775	5,121.42	494,217,274	—	2010年1月1日	6.30
6	ブラジル	国債証券	NTN-F 10% 01/01/2013	3,260,000	4,996.37	162,881,667	4,960.97	161,727,849	10	2013年1月1日	2.06
7	ブラジル	国債証券	LTN 04/01/2010	2,000,000	5,041.66	100,833,235	5,032.98	100,659,792	—	2010年4月1日	1.28

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	89.96

合計	89.96
----	-------

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
(為替予約)

資産の種類			数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	米ドル	3,500,000.00	319,991,000	320,005,000	4.08

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成21年10月末日および同日前１年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間末または各月末	純資産総額（円）		１口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（平成21年 9月18日）	82,283,256	86,109,703	1.0752	1.1252
平成20年10月末日	60,262,756	—	0.9131	—
平成20年11月末日	55,793,753	—	0.8357	—
平成20年12月末日	53,672,296	—	0.7972	—
平成21年 1月末日	55,973,977	—	0.8269	—
平成21年 2月末日	57,719,104	—	0.8884	—
平成21年 3月末日	60,744,922	—	0.9148	—
平成21年 4月末日	68,590,574	—	0.9738	—
平成21年 5月末日	75,073,533	—	1.0465	—
平成21年 6月末日	72,169,488	—	1.0776	—
平成21年 7月末日	75,965,449	—	1.1187	—
平成21年 8月末日	74,193,822	—	1.0968	—
平成21年 9月末日	87,672,796	—	1.0745	—
平成21年10月末日	128,660,716		1.1170	

②【分配の推移】

期	１口当たりの分配金（円）
第1期	0.0500

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	12.5

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年9月30日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込

取得申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで（「受付時間」といいます。）に行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

（2）取扱いコース

お申込みには、分配金の受取方法により2つのコース*があります。

「一般コース」・・・・・・・・・・・・・収益分配時に分配金を受け取るコース

「自動けいぞく投資コース」・・・・・・・・・・・・・分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース

* 取扱いコースの有無は販売会社によって異なります。コースの名称は、販売会社によっては、同様の権利義務関係を規定する異なる名称を使用することがあります。

（3）申込単位

申込単位は販売会社によって異なります。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する際の申込単位は、1口単位となります。

（4）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「自動けいぞく投資コース」で分配金を再投資する場合は、計算期間終了日の基準価額となります。

（5）申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には消費税等相当額が加算されます。

（6）取得申込受付不可日

取得申込日がサンパウロ証券取引所もしくはサンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、取得申込の受付は行いません。

（7）その他留意事項

① 取得申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*1}があるときは、委託会社の判断により、取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

*1 やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態^{*2}による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。

*2 投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

② 受益権の振替

取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

2【換金（解約）手続等】

（1）解約申込（一部解約の実行の請求）

解約申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで（「受付時間」といいます。）に行われます。当該申込に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とし、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

（2）換金（解約）方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、取得申込を行った販売会社を通じ、委託会社に解約申込することにより換金することができます。

（3）解約単位

販売会社によって異なります。

（4）解約価額

解約申込受付日の翌営業日の基準価額から、後記（5）記載の信託財産留保額を控除した価額とします。

（5）解約手数料・信託財産留保額

解約手数料・・・・・・ありません。

信託財産留保額・・・解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

（6）支払開始日

解約代金は、原則として、解約申込受付日から起算して6営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

※解約代金（受取金額）は、換金（解約）に係る税金を差し引いた金額となります。詳しくは、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

（7）解約申込受付不可日

解約申込日がサンパウロ証券取引所もしくはサンパウロの銀行またはニューヨークの銀行の休業日に当たる場合には、解約申込の受付は行いません。

（8）その他留意事項

① 解約申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情^{*1}があるときは、委託会社の判断により、解約申込の受付を中止することおよび既に受け付けた解約申込の受付を取り消すことができます。

なお、解約申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約申込を撤回できます。ただし、受益者がその解約申込を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約申込を受け付けたものとして、前記「（4）解約価額」に準じて計算された価額とします。

※1 やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態^{*2}による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。

※2 投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

② 振替受益権の抹消

受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

＜当ファンドの主たる投資対象の評価方法＞

マザーファンドを通じて投資する外国債券の評価は、計算日に知りうる直近の時価（注）または一部償却原価法により評価します。

（注）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、価格情報会社の提供する価額などを含みます。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は翌日の日本経済新聞朝刊に「年ブラ債」の略称で掲載されます。

基準価額に関しては、販売会社または次の＜照会先＞へお問い合わせください。

＜照会先＞

H S B C 投信株式会社

ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.com/jp

電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成20年9月30日から平成30年9月18日までとします。

ただし、後記「（5）その他 ①(a)、②および③(b)」に該当した場合には、信託を終了することができます。また、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認められるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

原則として、毎年9月19日から翌年9月18日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（5）【その他】

① 信託契約の解約（繰上償還）

(a) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権口数が30億口を下回ることとなった場合、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、(a)の事項について書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除いた者をいいます。）は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) (b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決

権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- (e) (b)から(d)の規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって (b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

② 信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
なお、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがいます。
- (b) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
当該規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「⑤信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

③ 受託会社の辞任および解任による場合の信託終了

- (a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「⑤信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- (b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤ 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はこの信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- (b) 委託会社は、(a)の事項（信託約款の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) (b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) (b)の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) (b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- (g) (a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

また、委託会社と投資顧問会社との間で締結する「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として解約するまで効力を有するものとします。

⑧ 運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了日および信託終了のときに運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通じて交付します。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

① 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は税金を差し引いた後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日から起算して5営業日まで）から、販売会社の本支店、営業所等において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求を、販売会社を通じて委託会社に請求することができます。一部解約金の支払いは、販売会社の本支店、営業所等において行います。

④ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

⑤ 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、第1期計算期間（平成20年9月30日から平成21年9月18日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成20年9月30日から平成21年9月18日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

H S B C ブラジル債券オープン（1年決算型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期 (平成21年 9 月18日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	86,745,398
未収入金	42,052
流動資産合計	86,787,450
資産合計	86,787,450
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	3,826,447
未払解約金	42,052
未払受託者報酬	18,269
未払委託者報酬	547,902
その他未払費用	69,524
流動負債合計	4,504,194
負債合計	4,504,194
純資産の部	
元本等	
元本	76,528,952
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,754,304
元本等合計	82,283,256
純資産合計	82,283,256
負債純資産合計	86,787,450

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

		第 1 期
		自 平成20年 9 月30日
		至 平成21年 9 月18日
営業収益		
有価証券売買等損益		10,875,766
営業収益合計		10,875,766
営業費用		
受託者報酬		32,758
委託者報酬		982,526
その他費用		124,662
営業費用合計		1,139,946
営業利益		9,735,820
経常利益		9,735,820
当期純利益		9,735,820
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		1,133,021
期首剰余金又は期首欠損金（△）		—
剰余金増加額又は欠損金減少額		977,952
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		897,105
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		80,847
剰余金減少額又は欠損金増加額		—
分配金		3,826,447
期末剰余金又は期末欠損金（△）		5,754,304

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第1期 (自 平成20年9月30日 至 平成21年9月18日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成21年9月18日現在)	
1. 受益証券の総数	76,528,952口
2. 1口当たり純資産額	1.0752円
(1万口当たり純資産額)	10,752円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 (自 平成20年9月30日 至 平成21年9月18日)	
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	155,939円
2.分配金の計算過程	
第1期（自平成20年9月30日 至平成21年9月18日）において、費用控除後の配当等収益額6,220,163円（1万口当たり812.79円）、費用控除後の有価証券売買等損益2,382,636円（1万口当たり311.34円）、収益調整金額977,952円（1万口当たり127.79円）から分配対象収益額は9,580,751円（1万口当たり1,251.91円）となりますが、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、3,826,447円（1万口当たり500.00円）を分配することに決定いたしました。	

(有価証券に関する注記)

第1期（自平成20年9月30日 至平成21年9月18日）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	86,745,398	9,550,992
合 計	86,745,398	9,550,992

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期（自平成20年9月30日 至平成21年9月18日）

該当事項はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自平成20年9月30日 至平成21年9月18日）

該当事項はございません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期（自平成20年9月30日 至平成21年9月18日）

該当事項はございません。

(その他の注記)

元本額の変動

第1期 (平成21年9月18日現在)	
期首元本額：	61,162,833円
期中追加設定元本額：	57,241,829円
期中一部解約元本額：	41,875,710円

（４）【附属明細表】**第1 有価証券明細表****① 株式**

該当事項はございません。

② 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口 数	評 価 額（円）	備 考
親投資信託 受益証券	H S B C ブラジル債券 マザーファンド	76,065,765	86,745,398	-

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考情報

「H S B C ブラジル債券オープン（1年決算型）」は、「H S B C ブラジル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「H S B C ブラジル債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

対象年月日	（平成21年9月18日現在）
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	10,450,912
コール・ローン	209,870,659
国債証券	3,082,789,258
未収利息	9,470,050
前払費用	859,192
流動資産合計	3,313,440,071
資産合計	3,313,440,071
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,381,321
流動負債合計	3,381,321
負債合計	3,381,321
純資産の部	
元本等	
元本	2,902,519,890
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	407,538,860
元本等合計	3,310,058,750
純資産合計	3,310,058,750
負債純資産合計	3,313,440,071

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象年月日 (自 平成20年9月30日 至 平成21年9月18日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提示する価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの計算期間末日において、わが国における対顧客先物売買相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表の作成のための基本となる事項	(1) 外貨建資産等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。 (2) 資産・負債の状況は、平成21年9月18日現在であります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年9月19日から翌年9月18日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成21年9月18日現在)	
1. 受益証券の総数	2,902,519,890口
2. 1口当たり純資産額	1.1404円
(1万口当たり純資産額)	11,404円)

(有価証券に関する注記)

(自平成20年9月30日 至平成21年9月18日)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
国債証券	3,082,789,258	42,276,124
合 計	3,082,789,258	42,276,124

(デリバティブ取引に関する注記)

1.取引の状況に関する事項

項目	対象年月日 (自 平成20年9月30日 至 平成21年9月18日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2. 取引に対する取組方針と利用目的	(1) 外貨建証券の売買代金、償還金、利金等については、受取日又は支払日までの間の為替予約を行うことができるものとします。 (2) 当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定に従って行われております。
3. 取引に係るリスクの内容及びリスクの管理体制	為替予約取引には為替相場の変動によるリスクを有しております。なお、信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。 また、これらのリスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引結果やポジションを記録し、ファンドの投資方針やリスクの枠などに照らして管理しております。
4. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体はデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2.取引の時価等に関する事項

(平成21年9月18日現在)

該当ございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成20年9月30日 至平成21年9月18日)

該当事項はございません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自平成20年9月30日 至平成21年9月18日)

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

（平成21年9月18日現在）	
期首元本額：	1,120,675,668円
期中追加設定元本額：	3,793,322,297円
期中一部解約元本額：	2,011,478,075円
期末元本額：	2,902,519,890円
元本の内訳：*	
H S B C ブラジル債券オープン（1年決算型）	76,065,765円
H S B C ブラジル債券オープン（毎月決算型）	2,826,454,125円

*当該親投資信託の受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はございません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額
国債証券	ブラジル レアル	LTN 01/01/2010	9,650,000.00	9,419,643.00
		LTN 01/01/2011	17,600,000.00	15,573,888.55
		LTN 04/01/2010	2,000,000.00	1,912,255.56
		LTN 07/01/2010	13,870,000.00	12,967,086.46
		LTN 07/01/2011	11,400,000.00	9,486,315.42
		LTN 10/01/2009	2,500,000.00	2,491,743.09
		NTN-F 10% 01/01/2012	9,450,000.00	9,194,399.78
	小計		66,470,000.00	61,045,331.86
	合計	銘柄数：	7	(3,082,789,258)
		組入時価比率：	93.1%	100.0%

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2 【ファンドの現況】

以下は平成21年10月末日現在のファンドの現況です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	129,073,979 円
II 負債総額	413,263 円
III 純資産総額（I－II）	128,660,716 円
IV 発行済口数	115,186,908 口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	1.1170 円

（参考）H S B C ブラジル債券マザーファンド

I 資産総額	8,062,791,571 円
II 負債総額	216,898,606 円
III 純資産総額（I－II）	7,845,892,965 円
IV 発行済口数	6,617,498,898 口
V 1口当たり純資産額（III/IV）	1.1856 円

第5 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	118,404,662	41,875,710

（注1）本邦外において設定及び解約の実績はありません。

（注2）第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金 495百万円

発行可能株式総数 24,000株

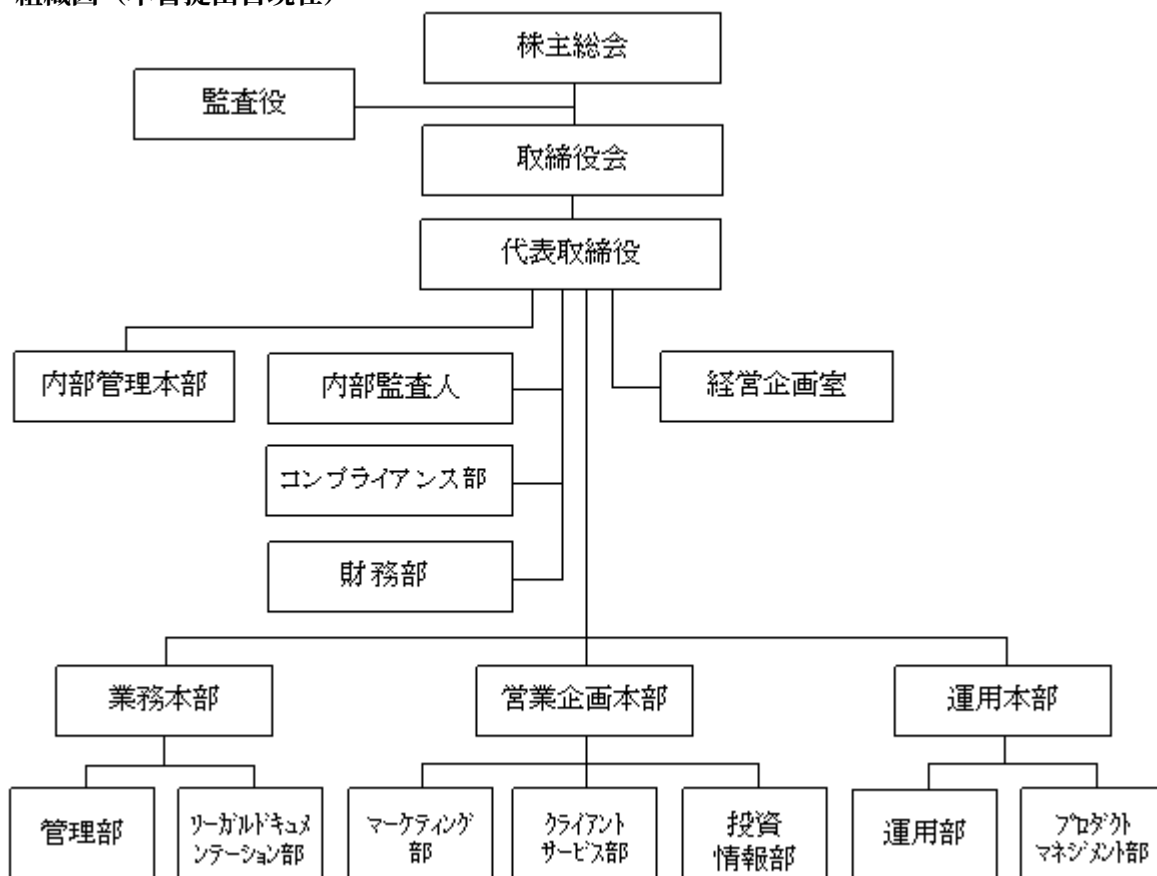
発行済株式総数 2,100株

直近5ヶ年における資本金の額の増減

該当事項ありません。

（2）委託会社の機構

① 組織図（本書提出日現在）



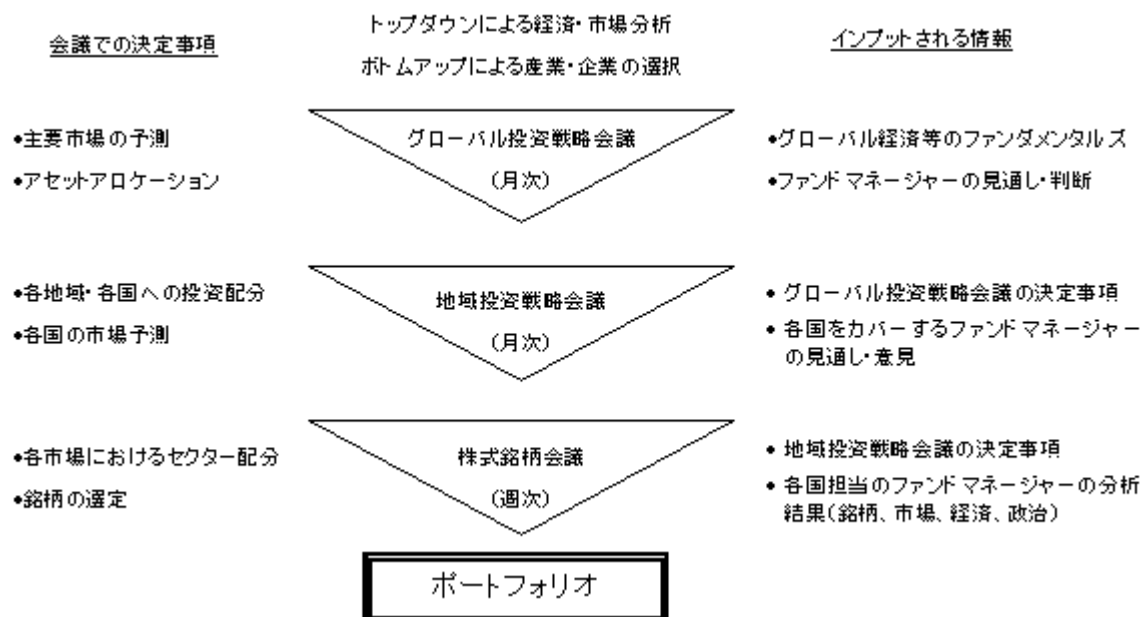
② 経営体制

当社業務執行の最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の2分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会を終結時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任します。

③ 投資運用の意思決定機構



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成21年11月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	28	686,680 百万円
合 計	28	686,680 百万円

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
なお、前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）及び当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	*5	5,261,743	*5	5,883,888
前払費用	*6	49,286	*6	41,216
未収入金		88,231		30,732
未収委託者報酬		3,838,409		524,682
未収投資助言報酬		23,650		15,054
未収収益		15,743		5,146
未収消費税等		-		53,167
繰延税金資産		223,183		58,928
流動資産計		9,500,249		6,612,817
固定資産				
有形固定資産	*1		*1	
建物附属設備		12,335		9,437
器具備品		8,361		7,010
有形固定資産計		20,697		16,448
無形固定資産	*2			
ソフトウェア		782		-
無形固定資産計		782		-
投資その他の資産				
長期前払費用	*6	42,512	*6	13,575
敷金		65,213		65,213
繰延税金資産		7,480		4,236
その他		3,800		3,800
投資その他の資産計		119,007		86,825
固定資産計		140,487		103,274
資産合計		9,640,736		6,716,091
負債の部				
流動負債				
預り金		3,228		1,599
未払金	*5	1,681,421	*5	299,004
未払費用		820,069		307,103
未払法人税等	*3	1,680,682	*3	15,239
未払消費税等		151,666		-
賞与引当金		104,320		38,112
流動負債計		4,441,388		661,058
固定負債				
退職給付引当金		7,395		-
役員退職慰労引当金		13,613		17,212
固定負債計		21,008		17,212
負債合計		4,462,397		678,270

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,683,339	5,542,820
利益剰余金計	4,683,339	5,542,820
株主資本計	5,178,339	6,037,820
純資産合計	5,178,339	6,037,820
負債・純資産合計	9,640,736	6,716,091

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		12,536,491		7,259,840
投資助言報酬		126,156		99,217
営業収益計		12,662,647		7,359,058
営業費用				
支払手数料	*2	4,449,683	*2	2,891,466
広告宣伝費		70,606		59,693
調査費				
調査費		20,550		21,437
委託調査費		1,974,981		1,367,756
調査費計		1,995,531		1,389,194
委託計算費		124,728		98,331
営業雑費				
通信費		14,691		18,813
印刷費		237,943		181,713
協会費		2,326		4,766
諸会費		628		793
営業雑費計		255,589		206,086
営業費用計		6,896,139		4,644,772
一般管理費				
給料				
役員報酬	*1	56,506	*1	69,145
給料・手当	*3	542,441	*3	690,359
賞与		205,310		38,352
賞与引当金繰入額		75,000		38,112
給料計		879,257		835,969
交際費		4,987		2,619
旅費交通費		36,859		34,005
租税公課		27,709		12,341
不動産賃借料		57,822		58,909
退職給付費用		3,257		-
役員退職慰労引当金繰入		3,527		3,598
固定資産減価償却費		8,005		7,770
弁護士費用等		27,693		20,104
保険料		3,265		6,699
諸経費		270,644		247,489
一般管理費計		1,323,029		1,229,507
営業利益		4,443,478		1,484,777
営業外収益				
受取利息		4,596		11,362
為替差益		-		5,982
消費税還付収入		-		6,481
その他		287		270
営業外収益計		4,883		24,096

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業外費用		
為替差損	21,806	-
雑損失	5,899	3,714
営業外収益計	27,705	3,714
經常利益	4,420,657	1,505,160
特別利益		
固定資産売却益	-	1,693
特別利益計	-	1,693
特別損失		
固定資産除却損	514	486
特別損失計	514	486
税引前当期純利益	4,420,142	1,506,367
法人税、住民税及び事業税	1,955,796	479,387
法人税等調整額	△111,425	167,499
当期純利益	2,575,772	859,481

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	495,000	495,000
当期末残高	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,107,567	4,683,339
当期変動額		
当期純利益	2,575,772	859,481
当期変動額合計	2,575,772	859,481
当期末残高	4,683,339	5,542,820
株主資本合計		
前期末残高	2,602,567	5,178,339
当期変動額		
当期純利益	2,575,772	859,481
当期変動額合計	2,575,772	859,481
当期末残高	5,178,339	6,037,820
純資産合計		
前期末残高	2,602,567	5,178,339
当期変動額		
当期純利益	2,575,772	859,481
当期変動額合計	2,575,772	859,481
当期末残高	5,178,339	6,037,820

重要な会計方針

項目	前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 5年 器具備品 3～5年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（1～3年）に基づく定額法を採用しております。	(1)有形固定資産（リース資産除く） 同左 (2)無形固定資産（リース資産除く） 同左 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
2 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基き当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。	(1) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員が居ない為、引当計上はしていません。 同左 同左
3 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左

項目	前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
5 その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式 によっております。	同左

会計方針の変更

前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。なお、これによる影響額は軽微であります。

表示方法の変更

前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
金融商品取引法の施行（平成19年9月30日）及び投資運用業等統一経理基準（旧 投資顧問業統一経理基準の制定について）の改正（平成19年12月19日）に伴い、以下の表示方法の変更を行っております。 （損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は「投資助言報酬」として表示しております。なお、前事業年度における「投資助言報酬」は、60,963千円であります。 （貸借対照表） 前事業年度において「未収収益」として表示しておりました投資顧問（助言）契約の未収投資助言報酬は「未収投資助言報酬」として表示しております。なお、前事業年度における「未収投資助言報酬」は、16,516千円であります。 なお、当該変更は、当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当中間会計期間は従来の方法によっております。	

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度（平成20年3月31日現在）	当事業年度（平成21年3月31日現在）																						
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>4,958千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>8,299千円</td></tr> </table> ※2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>2,153千円</td></tr> </table> ※3 未払法人税等の内訳 <table> <tr> <td>法人税</td><td>1,137,719千円</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>305,749千円</td></tr> <tr> <td>住民税</td><td>237,214千円</td></tr> </table>	建物附属設備	4,958千円	器具備品	8,299千円	ソフトウェア	2,153千円	法人税	1,137,719千円	事業税	305,749千円	住民税	237,214千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>建物附属設備</td><td>8,528千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4,413千円</td></tr> </table> ※3 未払法人税等の内訳 <table> <tr> <td>法人税</td><td>7,864千円</td></tr> <tr> <td>事業税</td><td>4,674千円</td></tr> <tr> <td>住民税</td><td>2,699千円</td></tr> </table>	建物附属設備	8,528千円	器具備品	4,413千円	法人税	7,864千円	事業税	4,674千円	住民税	2,699千円
建物附属設備	4,958千円																						
器具備品	8,299千円																						
ソフトウェア	2,153千円																						
法人税	1,137,719千円																						
事業税	305,749千円																						
住民税	237,214千円																						
建物附属設備	8,528千円																						
器具備品	4,413千円																						
法人税	7,864千円																						
事業税	4,674千円																						
住民税	2,699千円																						

前事業年度（平成20年3月31日現在）	当事業年度（平成21年3月31日現在）														
4 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。 <table> <tr> <td>当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額</td><td>1,000,000千円</td></tr> <tr> <td>借入実行残高</td><td>- //</td></tr> <tr> <td>差引額</td><td>1,000,000 //</td></tr> </table> ※5 関係会社に対する債権及び債務 各科目に含まれているものは、次の通りであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>5,184,788千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>15,428千円</td></tr> </table> ※6 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を前払費用に計上し、権利確定期間（3年）に亘って費用処理しております。なお、未償却残高は前払費用および長期前払費用に計上しております。	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円	借入実行残高	- //	差引額	1,000,000 //	預金	5,184,788千円	未払金	15,428千円	4 当座貸越契約及び貸出コミットメント 同左 同左 ※5 関係会社に対する債権及び債務 各科目に含まれているものは、次の通りであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>5,807,081千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>1,323千円</td></tr> </table> ※6 同左	預金	5,807,081千円	未払金	1,323千円
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円														
借入実行残高	- //														
差引額	1,000,000 //														
預金	5,184,788千円														
未払金	15,428千円														
預金	5,807,081千円														
未払金	1,323千円														

（損益計算書関係）

前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日												
※1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>取締役 年額</td><td>300,000千円</td></tr> <tr> <td>監査役 年額</td><td>25,000千円</td></tr> </table> ※2 関係会社に係る営業費用 各科目に含まれているものは、次の通りであります。 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>42,884千円</td></tr> </table> ※3 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額38,684千円が含まれております。	取締役 年額	300,000千円	監査役 年額	25,000千円	支払手数料	42,884千円	※1 役員報酬の限度額は次の通りであります。 <table> <tr> <td>取締役 年額</td><td>300,000千円</td></tr> <tr> <td>監査役 年額</td><td>50,000千円</td></tr> </table> ※2 関係会社に係る営業費用 各科目に含まれているものは、次の通りであります。 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>31,185千円</td></tr> </table> ※3 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額112,200千円が含まれております。	取締役 年額	300,000千円	監査役 年額	50,000千円	支払手数料	31,185千円
取締役 年額	300,000千円												
監査役 年額	25,000千円												
支払手数料	42,884千円												
取締役 年額	300,000千円												
監査役 年額	50,000千円												
支払手数料	31,185千円												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,900	-	-	9,900

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,900	-	-	9,900

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日						
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当事項はありません。 2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内</td><td>428千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>1,427千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,855千円</td></tr> </table>	1年以内	428千円	1年超	1,427千円	合計	1,855千円	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当事項はありません。 2 オペレーティング・リース取引 リース契約の重要性が乏しいため、記載を省略しております。
1年以内	428千円						
1年超	1,427千円						
合計	1,855千円						

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日						
1. 採用している退職給付の概要 当社グループは、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 2. 退職給付債務に関する事項 (平成20年3月31日現在) 前事業年度 (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>7,395</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>7,395</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 (自平成19年4月1日至平成20年3月31日) (単位：千円) <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>3,257</td></tr> </table>	退職給付債務	7,395	退職給付引当金	7,395	退職給付費用	3,257	
退職給付債務	7,395						
退職給付引当金	7,395						
退職給付費用	3,257						

(税効果会計関係)

前事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日																																										
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 千円 <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却の償却超過額</td><td>1,205</td></tr> <tr><td>退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額</td><td>8,551</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>43,353</td></tr> <tr><td>賞与引当金否認</td><td>57,802</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>122,028</td></tr> <tr><td>一括償却資産の償却超過額</td><td>1,788</td></tr> <tr><td>前払費用</td><td>10,678</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>245,405</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△14,741</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の合計</td><td>230,664</td></tr> </table>	繰延税金資産		減価償却の償却超過額	1,205	退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	8,551	未払費用否認	43,353	賞与引当金否認	57,802	未払事業税	122,028	一括償却資産の償却超過額	1,788	前払費用	10,678	繰延税金資産小計	245,405	評価性引当額	△14,741	繰延税金資産の合計	230,664	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 千円 <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却の償却超過額</td><td>1,394</td></tr> <tr><td>退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額</td><td>7,005</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td>41,514</td></tr> <tr><td>賞与引当金否認</td><td>15,511</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td>1,902</td></tr> <tr><td>前払費用</td><td>14,029</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>81,358</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△18,193</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の合計</td><td>63,165</td></tr> </table>	繰延税金資産		減価償却の償却超過額	1,394	退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	7,005	未払費用否認	41,514	賞与引当金否認	15,511	未払事業税	1,902	前払費用	14,029	繰延税金資産小計	81,358	評価性引当額	△18,193	繰延税金資産の合計	63,165
繰延税金資産																																											
減価償却の償却超過額	1,205																																										
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	8,551																																										
未払費用否認	43,353																																										
賞与引当金否認	57,802																																										
未払事業税	122,028																																										
一括償却資産の償却超過額	1,788																																										
前払費用	10,678																																										
繰延税金資産小計	245,405																																										
評価性引当額	△14,741																																										
繰延税金資産の合計	230,664																																										
繰延税金資産																																											
減価償却の償却超過額	1,394																																										
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	7,005																																										
未払費用否認	41,514																																										
賞与引当金否認	15,511																																										
未払事業税	1,902																																										
前払費用	14,029																																										
繰延税金資産小計	81,358																																										
評価性引当額	△18,193																																										
繰延税金資産の合計	63,165																																										
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 % <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△0.0</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.0</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>41.7</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7	(調整)		評価性引当額	△0.0	住民税均等割	0.0	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.7	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 % <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.7</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.2</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>42.9</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7	(調整)		評価性引当額	0.2	住民税均等割	0.2	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.9																		
法定実効税率	40.7																																										
(調整)																																											
評価性引当額	△0.0																																										
住民税均等割	0.0																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.7																																										
法定実効税率	40.7																																										
(調整)																																											
評価性引当額	0.2																																										
住民税均等割	0.2																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.9																																										

(関連当事者との取引)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

I 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *3	香港	22,494百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	なし	資金の預金	*1 資金の預入	※	預金	5,184,788
								*2 支払手数料	42,884	未払金	15,428

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該預金は定期預金3,203,457千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

II 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	HSBC Group Investment Businesses Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資顧問業	なし	なし	事務委託等	事務委託	91,076	未払費用	31,383
親会社の子会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	17,800千 ポンド	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約	*1 支払投資顧問	127,851	未払費用	6,305
親会社の子会社	HSBC Investments (HK) Ltd	香港	30,000千 香港ドル	投資顧問業	なし	なし	事務委託	事務委託	6,332	未払費用	7,240
								*1 支払投資顧問	34,537		
親会社の子会社	Halbis Capital Management (HK)Ltd	香港	5,000千 香港ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約	*1 支払投資顧問	1,195,895	未払費用	285,954
親会社の子会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd	香港	6,000千 香港ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約	共通発生経費立替分	19,478	未収収益	15,535
								*1 支払投資顧問	585	未払費用	198
親会社の子会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	3,387千 ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問契約	マネージメントフィー	1,964	未収収益	490
								*1 支払投資顧問	170,322	未払費用	91,087

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	2,225百万 ブラジルレアル	銀行業	なし	なし	投資顧問 契約	*1 支払投資 顧問	445,792	未払費用	285,754

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

1 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *3	香港	22,494百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の 預金	*1 資金の 預入	※	預 金	5,807,081
							*2 支払手数料	31,185	未払金	1,323

※ 日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該預金は定期預金3,011,774千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。

*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*3 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd *2	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	61,462	未払費用	21,553
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	17,800千 ポンド	投資運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	107,074	未払費用	2,223
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd *2	香港	30,000千 香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・ 投資運用 契約、 役員の兼任	事務委託	6,933	未払費用	7,144
							*1 支払投資 運用報酬	18,972		

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	Halbis Capital Management (HK)Ltd	香港	5,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	投資運用 契約、 役員の兼任	*1 支払投資 運用報酬	692,690	未払費用	87,047
同一の 親会社を 持つ会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd	香港	6,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	投資運用 契約、 役員の兼任	共通発生経費 立替分	25,412	未収収益	3,105
							*1 支払投資 運用報酬	742	未払費用	39
同一の 親会社を 持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	3,387千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用 契約	マネージメント フィー	1,503	未収収益	618
							*1 支払投資 運用報酬	121,181	未払費用	27,566
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	2,178百万 ブラジルレ アル	銀行業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	427,095	未払費用	115,207
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (France) *2	フランス パリ	6,460千 ユーロ	投資 運用業	なし	パフォーマンス レベル・ アグリーメント	*3 投資助言報酬	1,920	未払費用	1,920

取引条件及び取引条件の決定方針

*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

*2 HSBC Investment Groupは英文名称をHSBC Global Asset Management Groupに変更しました。

*3当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率で計算された金額を受け取っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(持分法損益等)

該当事項はありません。

（一株当たり情報）

前事業年度 自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日		当事業年度 自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日	
1株当たり純資産額	523,064.59円	1株当たり純資産額	609,880.89円
1株当たり当期純利益	260,179.01円	1株当たり当期純利益	86,816.29円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日	当事業年度 自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日
当期純利益（千円）	2,575,772	859,481
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,575,772	859,481
普通株式の期中平均株式数（株）	9,900	9,900

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

自己株式取得に関する事項

当社は、平成21年6月17日開催の株主総会において、会社法第156条第1項及び当社定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得の内容

- ①取得方法 株主からの取得
- ②取得対象株式の種類 当社普通株式
- ③取得しうる株式の総数 7,800株（発行済株式総数9,900株に対する割合78.8%）
- ④株式の取得価額の総額 4,030百万円
- ⑤買付期間 平成21年6月17日～平成21年9月30日

なお、平成21年3月31日現在における自己株式の保有はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ① 名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社
- ② 資本金の額：324,279百万円（平成21年3月末現在）
- ③ 事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（参考）再信託受託会社

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額：10,000百万円（平成21年3月末現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
エース証券株式会社	8,831百万円 (平成21年3月末現在)	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
H S B C 証券会社東京支店	24,422百万円 (平成21年3月末現在) *1	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円 (平成21年3月末現在)	
オリックス証券株式会社	3,000百万円 (平成21年3月末現在)	
香川証券株式会社	555百万円 (平成21年3月末現在)	
篠山証券株式会社	100百万円 (平成21年3月末現在)	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円 (平成21年3月末現在)	
高木証券株式会社	11,069百万円 (平成21年3月末現在)	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円 (平成21年3月末現在)	
フィデリティ証券株式会社	4,207百万円 (平成21年3月23日現在)	
マネックス証券株式会社	7,425百万円 (平成21年3月末現在)	
武蔵証券株式会社	201百万円 (平成21年3月末現在)	
山形証券株式会社	100百万円 (平成21年3月末現在)	
楽天証券株式会社	7,445百万円 (平成10年3月末現在)	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円 (平成21年3月末現在)	
株式会社但馬銀行	5,481百万円 (平成21年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を 営んでいます。
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	224億9,396万8,235香港ドル 125億3,350万米ドル *2 (平成20年12月末現在)	

*1 H S B C 証券会社東京支店の資本金の額は、持込資本金額です。

*2 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの資本金の額は、自己資本の額です。

(3) 投資顧問会社

- ① 名 称：H S B C バンク ブラジル エス エイ- Banco Múltiplo
- ② 資本金の額：1,835百万レアル（平成20年12月末現在）
- ③ 事業の内容：ブラジルにおいて主として銀行業務、資産運用業務を行っています。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの募集・販売業務、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等に関する事務等を行います。

（３）投資顧問会社

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注を行います。

３【資本関係】

委託会社と販売会社であるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド、H S B C 証券会社東京支店および投資顧問会社であるH S B C バンク ブラジル エス エイ -Banco Múltiploは、H S B C ホールディングス ピー・エル・シー（英国）の実質的な子会社です。

第３【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

書類名	提出年月日
半期報告書	平成21年 6月29日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年10月10日
	平成20年11月 7日
	平成21年 4月24日
	平成21年 6月29日

独立監査人の監査報告書

平成21年11月19日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員

公認会計士 安 藤 通 教 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「H S B C ブラジル債券オープン(1年決算型)」の平成20年9月30日から平成21年9月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「H S B C ブラジル債券オープン(1年決算型)」の平成21年9月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月24日

H S B C 投信株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 安 藤 通 教 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月27日

H S B C 投信株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 藤 通 教 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。